

大牟田市介護予防・日常生活支援総合事業
訪問型・通所型サービスの報酬改定について
【令和6年4月1日施行】

1 訪問型サービス

(1) 介護予防訪問介護相当サービス

ア. 基本報酬

	月額(包括)報酬	対象者
週1回程度	1,176単位【同額】	事業対象者・要支援1・2
週2回程度	2,349単位【同額】	事業対象者・要支援1・2
週3回程度	3,727単位【同額】	要支援2のみ

・国が示す基準(改定後)に準じた額とする。

イ. 加算・減算項目及び単位

介護予防訪問介護相当サービス	
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1%を減算【新設】
業務継続計画未策定減算 ★1	所定単位数の1%を減算【新設】
同一建物減算	所定単位数の12%、15%を減算【新設】
口腔連携強化加算	50単位/月【新設】
介護職員処遇改善加算 ★2	国の基準に従い加算【終了】
介護職員等特定処遇改善加算 ★2	国の基準に従い加算【終了】
介護職員等ベースアップ等支援加算 ★2	国の基準に従い加算【終了】
介護職員等処遇改善加算 ★2	国の基準に従い加算【新設】

※変更があった加算のみ抜粋(【新設】:加算・減算の新設、【終了】:加算の終了)

※算定要件は、令和6年度介護報酬改定後の訪問介護における加算の取扱いに準ずる。

★1 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

★2 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。令和6年6月1日からは介護職員等処遇改善加算へ一本化する。

(2) 基準緩和型訪問サービス

ア. 基本報酬

	月額(包括)報酬	対象者
週1回の利用に限る	941単位【同額】	事業対象者・要支援1・2

・国が示す基準(改定後)の8割の単位とする。

イ. 加算・減算項目及び単位

基準緩和型訪問サービス	
高齢者虐待防止措置未実施減算 ★1	所定単位数の1%を減算【新設】
業務継続計画未策定減算 ★1	所定単位数の1%を減算【新設】
同一建物減算	所定単位数の12%、15%を減算【新設】

※変更があった加算のみ抜粋(【新設】:加算・減算の新設)

※算定要件は、令和6年度介護報酬改定後の訪問介護における加算の取扱いに準ずる。

★1 高齢者虐待防止措置未実施減算及び業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

2 通所型サービス

(1) 介護予防通所介護相当サービス

ア. 基本報酬

	月額(包括)報酬	対象者
週1回程度	1,798単位【増額】	事業対象者・要支援1
週2回程度	3,621単位【増額】	要支援2のみ

・国が示す基準(改定後)に準じた額とする。

イ. 加算・減算項目及び単位

介護予防通所介護相当サービス	
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1%を減算【新設】
業務継続計画未策定減算★1	所定単位数の1%を減算【新設】
送迎未実施減算★2	△47単位(片道につき)【新設】
運動器機能向上加算	225単位/月【終了】
選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	480単位/月【終了】
選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	700単位/月【終了】
一体的サービス提供加算	480単位/月【新設】
事業所評価加算	120単位/月【終了】
介護職員処遇改善加算★3	国の基準に従い加算【終了】
介護職員等特定処遇改善加算★3	国の基準に従い加算【終了】
介護職員等ベースアップ等支援加算★3	国の基準に従い加算【終了】
介護職員等処遇改善加算★3	国の基準に従い加算【新設】

※変更があった加算のみ抜粋(【新設】:加算・減算の新設、【終了】:加算の終了)

※算定要件は、令和6年度介護報酬改定後の通所介護又は介護予防通所リハビリテーションにおける加算の取扱いに準ずる。

★1 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

★2 送迎未実施減算については、週1回程度(1,798単位)を算定している場合は1月につき376単位、週2回程度(3,621単位)を算定している場合は1月につき752単位を限度として減算する。ただし、同一建物減算を算定している場合は、当該減算を適用しない。

★3 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。令和6年6月1日からは介護職員等処遇改善加算へ一本化する。

(2) 基準緩和型通所サービス

ア. 基本報酬

	月額(包括)報酬	対象者
週1回の利用に限る	1,438【増額】	事業対象者・要支援1・2

・国が示す基準(改定後)の8割の単位とする。

イ. 加算・減算項目及び単位

基準緩和型通所サービス	
高齢者虐待防止措置未実施減算★1	所定単位数の1%を減算【新設】
業務継続計画未策定減算★1	所定単位数の1%を減算【新設】

※変更があった加算のみ抜粋（【新設】：加算・減算の新設）

※算定要件は、令和6年度介護報酬改定後の通所介護における加算の取扱いに準ずる。

★1 高齢者虐待防止措置未実施減算及び業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

3 介護予防ケアマネジメント

ア. 基本報酬

	月額(包括)報酬	対象者
介護予防ケアマネジメントA	442【増額】	事業対象者・要支援1・2
介護予防ケアマネジメントB	242【増額】	事業対象者・要支援1・2

イ. 加算・減算項目及び単位

介護予防ケアマネジメント	
高齢者虐待防止措置未実施減算★1	所定単位数の1%を減算【新設】
業務継続計画未策定減算★1	所定単位数の1%を減算【新設】

※変更があった加算のみ抜粋（【新設】：加算・減算の新設）

★1 高齢者虐待防止措置未実施減算及び業務継続計画未策定減算について、令和7年4月1日から適用する。

4 留意事項

(1) 令和6年度介護報酬改定の主な事項（人員・設備・運営に関する基準）

① 管理者の責務及び兼務範囲の明確化

提供するサービスの質を担保しつつ、事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設でなくても差し支えない旨を明確化する。

② 身体拘束等の適正化の推進

身体拘束等の更なる適正化を図る観点から、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載することを義務付ける。

③ 「書面掲示」規制の見直し

事業所の運営規程の概要等の重要事項については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規程になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、事業者は原則として重要事項の情報をウェブサイト（法人のホームページ等）に掲載・公表しなければならないこととする。（令和7年4月1日から義務付け）

(2) 令和6年度介護報酬改定に伴う利用者への同意について

重要事項説明書の内容を変更する場合には、改めて説明し、同意を得ることが求められています。変更内容が令和6年度報酬改定に係る利用者負担額に関する事項のみの変更の場合は、事業者の事務負担軽減の観点から次の方法も可能とします。

【対応の例】

変更となる基本単位や新たに算定する加算など、利用者負担額の変更がわかる書面を用いて懇切丁寧に説明し、利用者等に同意を得ること。なお、署名を得ることは任意としますが、説明し、同意を得て交付していることがわかるように記録してください。

(3) その他

令和6年度報酬改定に関する通知・資料は順次、大牟田市のホームページに掲載します。

【掲載場所】

トップページ>分類から探す>健康・福祉・介護>高齢者の介護・福祉>介護予防>介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）に関する事業者向け情報

【URL】

<https://www.city.omuta.lg.jp/kiji0038222/index.html>